

地震発生！ そのときどうする？

大きな地震が発生したとき、冷静に行動するのは難しいものです。しかし、一瞬の判断が生死を分けることもあります。

地震が起きても「あわてず、落ち着いて」行動するために、行動パターンを覚えておきましょう。

地震発生時の避難行動パターン

地震発生・緊急地震速報～まずは身の安全を確保する

安全行動の①→②→③（シェイクアウト）

- 緊急地震速報や、大きな揺れがあったときは、まずは身の安全を最優先に行動する。
- 丈夫なテーブルの下や、物が「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」空間に身を寄せ、揺れがおさまるまで様子を見る。



揺れがおさまった後～落ち着いて状況を把握する

火元を確認！

- 火を使っているときは揺れがおさまってから、あわてずに火の始末をする。
- 出火した場合でも、小さな火であれば落ち着いて消火する（消火が難しい場合は避難する）。
- 火が背の高さを超えたら、すぐに避難する。



けがに注意！

- 屋内では転倒や落下した家具類、ガラスの破片などに注意する。
- あわてて外に飛び出すと、瓦や窓ガラスなどが落ちてくる危険がある。
- 屋外で揺れを感じたら、ブロック塀などには近寄らない。

出口を確保する！

- 1度揺れがおさまっても、再び同程度の揺れが来て建物が倒壊する可能性がある。そこで揺れがおさまったら、出口を確保するために、窓やドアを開けておく。



地震後～二次災害を防ぎながら避難する

危険が迫れば避難する

- 地域に大規模な火災の危険が迫り、身の危険を感じたら声をかけ合い、一時集合場所や避難場所に避難する。
- 沿岸部や川沿いでは、大きな揺れを感じたり、津波警報が出たら、高台などの安全な場所に素早く避難する。
- 避難が必要なときには、①通電火災（電気復旧時の電気機器のショート）の発生を防ぐためブレーカーを切り、②ガス漏れや漏水の発生を防ぐため、ガスや水道の元栓を閉めてから避難する。

信頼できる情報源から、確かな行動

- SNS上のデマに気をつける。根拠のないうわさに惑わされない。
- 行政（市公式防災アプリ「とこなめ防災」、市公式LINE等）、テレビ（dボタン、CCNC等）、ラジオ、鉄道会社等から信頼できる情報を集める。



緊急地震速報を活用して身を守ろう！

- 最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上を予想した場合、テレビやラジオ、市公式防災アプリ（とこなめ防災）、携帯電話などを通じて、緊急地震速報が発表されます。
- 速報発表から強い揺れが来るまでの時間は、数秒から数十秒くらいです。
- 速報は的中するとは限りませんが、自分の身を守るため、最大限に活用しましょう。

※震源に近い地域では、緊急地震速報が揺れに間に合わないことがあります。

家の中の防災・減災対策

●住宅用火災警報器

煙や熱を感知すると警報音で知らせてくれる。10年に一度、交換する。

●照明器具

つるすタイプの照明器具は、なるべく使わない。蛍光灯は蛍光管の両端を耐熱テープで留めておく。

●窓ガラス

飛散防止フィルムを、室内側にはる。

●本棚・タンスなど

なるべく壁面に接近させておき、上部をL字型金具で固定するか、家具の下に板などをはさみ、壁面にもたれさせる。二段重ねの場合は、つなぎ目を金具で連結する。

●カーテン

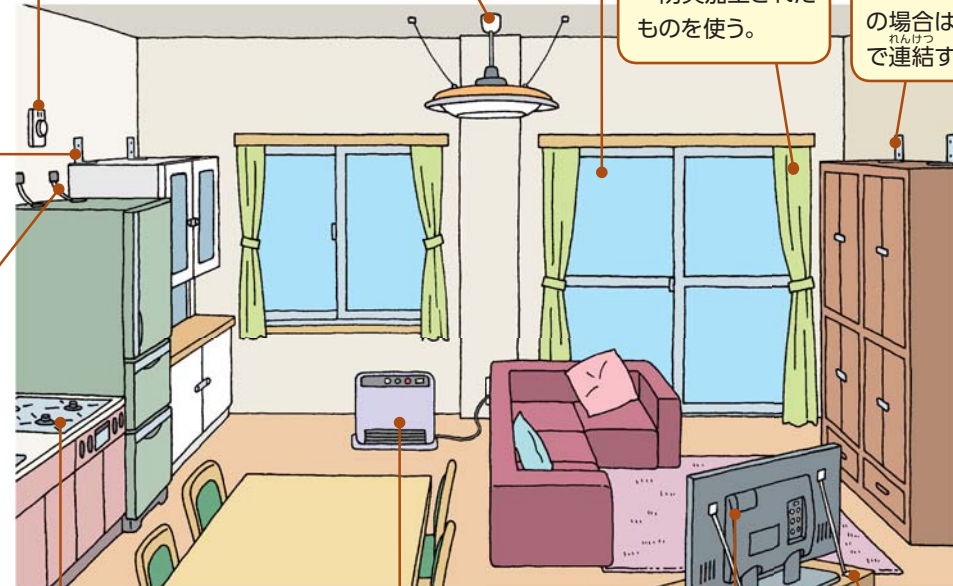
防災加工されたものを使う。

●食器棚

扉が開かないよう金具をつけて、扉が開いても中の食器が飛び出すのを防ぐ。

●冷蔵庫

動かないよう固定する。



●ガスレンジ

「立ち消え安全装置」や「コンロ消し忘れ消火機能」などの安全機能が付いているものかどうかを確認する。

●暖房器具

ストーブなどの暖房器具は、対震自動消火機能などの安全機能が付いているものかどうかを確認する。

●テレビ

できるだけ低い位置に置き、金具やロープ、耐震マットなどで下面・柱・壁に固定する。

●テレビ台など

キャスター付きの家具はなるべく避け、動かさないときは、ストッパーをかける。

常滑市の耐震診断・耐震化助成

常滑市では、最も倒壊のおそれがある昭和56年以前の旧耐震基準の建築物への対策が重要として、無料耐震診断を実施しております。なお、昭和56年以降の建築物について耐震性に不安を感じる方は、ご自身の耐震診断をおすすめします。

●無料耐震診断の対象となる住宅

次の条件をすべて満たすものが対象です。

- 現在住まいとして利用している、または、今後住まいとして利用する予定があるもの。
 - 2階建て以下で、在来軸組工法及び伝統工法で建築された木造住宅。
 - 戸建て住宅・併用住宅・長屋または共同住宅（賃貸を含む）であるもの。
 - 昭和56年5月31日以前に着工されたもの。
- ※所有者以外が申請する場合は、所有者の同意が必要になります。

●問合せ先：市都市計画課



＜耐震改修費の補助が受けられます＞

耐震性のない建築物の改修を推進するため、木造住宅の耐震改修工事を行う場合に、工事費の一部を補助します。

●耐震改修補助の対象となる住宅

次のすべてを満たすものが対象です。

- 市が実施する無料耐震診断を受けた木造住宅で、判定値が1.0未満と診断されたもの。
- 耐震改修工事後の判定値が1.0以上、かつ、工事前の判定値に0.3を加算した数値以上となる住宅。

●補助金額

耐震改修工事費に5分の4を乗じて得た額（1,000円未満は切り捨て）※上限100万円

●申し込み方法

市の都市計画課窓口や公民館に用意している「わが家の簡易耐震診断票」、もしくはホームページから「わが家の簡易耐震診断票」をダウンロードし必要事項をご記入のうえ、都市計画課までお申し込みください。所有している建物が無料耐震診断の対象であるかは、事前に都市計画課までお問い合わせください。